

# 特定農産加工業経営改善等臨時措置法施行事務実施要領

制 定 平成12年6月20日 流通第168号 農政部長通達  
一部改正 令和3年(2021年)7月15日 食政第339号 農政部食の安全推進監通知  
最終改正 令和6年(2024年)5月17日 食政第276号  
農政部食の安全・みどりの農業推進監通知

## 第1 趣旨

特定農産加工業経営改善等臨時措置法(平成元年法律第65号。以下「法」という。)、特定農産加工業経営改善等臨時措置法施行令(平成元年政令第208号)及び特定農産加工業経営改善等臨時措置法施行規則(平成元年農林水産省令第29号)の施行に伴い、北海道における施行事務の実施については、「特定農産加工資金融通措置要綱」(平成元年7月1日付け元食第4309号農林水産事務次官依命通知。以下「措置要綱」という。)によるほか、本要領に定めるところによるものとする。

## 第2 計画の承認等

### 1 申請書の様式

- (1) 法第3条第1項に基づく経営改善措置に関する計画(以下「経営改善計画」という。)の申請書は、別記第1号様式のとおりとする。
- (2) 法第3条第2項に基づく事業提携に関する計画(以下「事業提携計画」という。)の申請書は、別記第2号様式のとおりとする。
- (3) 法第4条第1項に基づく経営改善計画の変更承認に関する申請書は、経営改善計画の場合は別記第3号様式、事業提携計画の場合は別記第4号様式のとおりとする。

### 2 計画の承認手続

- (1) 経営改善計画又は事業提携計画の承認申請を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、1に定める申請書とその計画に係る事業所所在地を管轄する総合振興局長若しくは振興局長(以下、「総合振興局長等」という。)に提出するものとする。

また、経営改善計画又は事業提携計画に係る事業所が複数存在し、2以上の総合振興局長若しくは振興局長(以下、「総合振興局長等」という。)に所在する場合は、主たる事業所を管轄する総合振興局長等を経由の上、知事に提出するとともに、従たる事業所を管轄する総合振興局長等には、その写しを提出するものとする。

なお、経営改善計画又は事業提携計画に係る事業所が都府県にも所在する場合は、関係総合振興局長等を経由の上、知事に提出するものとする。

- (2) 知事又は関係総合振興局長等は、経営改善計画又は事業提携計画の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、承認基準に該当するものであると認めるときは、承認書(別記第5号様式)を申請書の写しとともに申請者に交付するものとする。

また、承認しないこととしたときは、承認しない理由とともに、不承認書を申請者に交付するものとする。

なお、申請者に対する通知は、承認又は不承認の決定を行った関係総合振興局長等が申

請者に直接行うものとし、知事が承認又は不承認の決定を行った場合は、関係総合振興局長等を経由して行うものとする。

- (3) 総合振興局長等は、(2)の通知をしたときは、(1)で提出のあった申請書及び承認書等の写しを添えて農政部食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。

### 3 経営改善計画の承認基準

経営改善計画の承認基準は、法第3条第5項に定めるもののほか、次の各号によるものとする。

なお、経営改善計画の実施期間は、おおむね5年間以内とする。

- (1) 当該計画に係る特定農産加工業者等が、自由化その他農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化により影響を受けており、当該計画が、その影響に対処し新たな経済的環境に円滑に適応するための措置として、当該計画の作成者の経営力、技術力等から判断して有効かつ適切なものであって、以下の基準に適合するものであること。

ア 当該計画の達成される見込みが確実であること。

イ 地域の農産物の利用の促進又は地域の農産物の特色を生かした農産加工品の生産の促進に資するものであること。

ウ 当該計画が経営改善措置の実施による売上高又は経常利益の伸び率の目標として年平均1パーセントを上回る率を定めるものであること。

- (2) 地域農業の現状、今後の見通し等からみて、地域農業の健全な発展に資するものであり、国、都道府県の生産対策等と調和のとれたものであること。

- (3) 必要な資金の額が当該計画の内容及び実施時期を勘案して適切に計上され、かつ、資金調達力から判断してその調達が確実なものであること。

- (4) 特定事業協同組合等が新商品又は新技術の研究開発の共同化に必要な試験研究費に充てるため負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が公正で、かつ、当該試験研究費に対して過大な負担金を徴収するものでないこと。

### 4 事業提携計画の承認基準

事業提携計画の承認基準は、法第3条第5項に定めるもののほか、次の各号によるものとする。

なお、事業提携計画の実施期間は、おおむね5年間以内とする。

- (1) 当該計画に係る特定農産加工業者等が、自由化その他農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化により影響を受けており、当該計画が、その影響に対処し新たな経済的環境に円滑に適応するための措置として、当該計画の作成者の経営力、技術力等から判断して有効かつ適切なものであって、以下の基準に適合するものであること。

ア 当該計画の達成される見込みが確実であること。

イ 地域の農産物の利用の促進又は地域の農産物の特色を生かした農産加工品の生産の促進に資するものであること。

- (2) 地域農業の現状、今後の見通し等からみて、地域農業の健全な発展に資するものであり、国、都道府県の生産対策等と調和のとれたものであること。

- (3) 必要な資金の額が当該計画の内容及び実施時期を勘案して適切に計上され、かつ、資金調達力から判断してその調達が確実なものであること。

- (4) 特定事業協同組合等が新商品又は新技術の研究開発の共同化に必要な試験研究費に充て

るため負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が公正で、かつ、当該試験研究費に対して過大な負担金を徴収するものでないこと。

## 5 計画の変更

- (1) 法第4条第1項に基づく計画変更の承認手続は、2に準ずるものとする。
- (2) 計画変更の承認基準は、3及び4の規定を準用する。
- (3) 同一年度内における実施時期の変更、資金総額の若干の変更等、承認を受けた計画の趣旨を変えない様な軽微な変更は、変更の承認を要しない。
- (4) 承認を受けた計画を変更した場合における実施期間は、当初の当該事業を実施した期間を含めて、おおむね5年間以内とする。

## 6 計画の承認の取消し

- (1) 知事又は関係総合振興局長等は、承認計画の遂行に著しい支障が生じており、計画に基づく経営改善又は事業提携のための事業が実施される見込みがなく、その結果、当該事業が承認基準に該当しなくなると認められる場合には、承認計画の承認を取り消すことができる。
- (2) 知事又は関係総合振興局長等は、承認計画を取り消すときは、取消理由とともに取消書を承認を受けている者に交付するものとする。  
なお、計画の取消しの通知は、2の(2)に準じて行うものとする。
- (3) 総合振興局長等は、(2)の通知をしたときは、2の(3)に準じて農政部食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。

## 7 関係機関との連携

知事又は関係総合振興局長等は、経営改善計画又は事業提携計画の承認を受けた者の要望に応じ、計画の承認、変更承認又は取消しを行った場合は、その旨関係市町村長及び融資機関へ通知するものとする。

## 8 報告の徴収

承認特定農産加工業者等は、毎年度、4月末までに計画の実施状況について、別記第7号様式又は第8号様式により、関係総合振興局長等を経由の上、知事に報告するものとする。

## 附則

- 1 この要領は、平成12年6月20日から施行する。

## 附則（平成26年12月5日付け食政第704号）

- 1 この要領は、平成26年12月5日から施行する。

## 附則（令和3年（2021年）7月15日付け食政第339号）

- 1 この要領は、令和3年（2021年）7月15日から施行する。

## 附則（令和6年（2024年）5月17日付け食政第276号）

- 1 この要領は 令和6年（2024年）5月17日から施行する。

# 経営改善計画承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

氏 名 { 法人の場合にあっては、  
その名称及び代表者の氏名 }

特定農産加工業経営改善等臨時措置法第3条第1項の規定により、下記の経営改善計画について承認を受けたいので申請します。

## 記

### 1. 現在行っている事業の現状等

#### (1) 経営改善措置を実施する事業所の概要

- ① 所在地
- ② 事業開始年月日
- ③ 従業員数
- ④ 事業の内容及び売上高又は経常利益

#### (2) 法人の概要

- ① 特定農産加工業種（又は関連業種）名
- ② 設立年月日
- ③ 資本の額又は出資の総額
- ④ 従業員数又は組合員数
- ⑤ 事業の内容及び売上高又は経常利益

(注) 財務諸表その他経営内容が把握できる資料を添付すること。

## 2. 経営改善措置の目標

注) 本欄に以下の事項を記載すること。

- ・関税の引き下げ等による影響、申請する計画がその影響に対処するものであること。
- ・申請する計画が地域の農産物の利用の促進又は地域の農産物の特色を生かした農産加工品の生産の促進に資するものであること。(地域農業の健全な発展にどのように結びつくかも記載すること。)
- ・申請する計画の実施による売上高又は経常利益の伸び率の目標(年平均1パーセント以上であること)。

## 3. 経営改善計画の内容及び実施時期

(1) 特定設備の廃棄(2)～(5)までの事業において設備の廃棄を伴う場合を含む。)

年度	設備の種類	取得年月	残存耐用年数(年)	価格(千円)	数量	金額(千円)	処理方法	予定年月	備考

(注1) 「残存耐用年数」とは、法定耐用年数から既に償却の済んだ年数を引いたものである。

(注2) 「価格」は、申請時点の帳簿価格を記載すること。

(注3) 「金額」は、譲渡価格を記載すること。

(注4) 「処理方法」は、譲渡先等を記載すること。

(注5) 設備の廃棄が(2)～(5)までの事業に伴う場合には、その旨を備考欄に記載すること。

### (2) 事業転換

#### ア 事業転換の内容

#### イ 事業転換の実施時期

開始時期 年 月

完了予定時期 年 月

#### ウ 新たに設置する設備等の概要

年度	設備等の種類	数量	金額(千円)

(3) 新商品・新技術の研究開発又は利用

ア 事業の内容等

研究開発又は企業化すべき新商品又は新技術の概要	事業の概要	
	年度	事業の概要

イ 新たに設置する設備等の概要

年度	設備等の種類	数量	金額(千円)

(4) 事業の合理化

ア 事業の内容等

事業の合理化の概要	事業の概要	
	年度	事業の概要

イ 新たに設置する設備等の概要

年度	設備等の種類	数量	金額(千円)

(5) その他の事業

ア 事業の内容等

その他の事業の概要	事業の概要	
	年度	事業の概要

イ 新たに設置する設備等の概要

年度	設備等の種類	数量	金額(千円)

4. 計画を実行するのに必要な資金の額及び調達方法

(単位：千円)

年度	事業名	資金種類	調 達 先						備考	
			日本公庫 (農林水産 事業)	その他の 政府系金 融機関 (注2)	道・市等 からの借 入	民間金融 機関から の借入 (注2)	自己資金	その他 (注1)		合計
		土地								
		建物								
		機械装置等								
		小計								
		運転資金								
		計								
		土地								
		建物								
		機械装置等								
		小計								
		運転資金								
		計								
	合 計									

(注1) 国、都道府県、市町村等が行う補助については補助主体も併せて「その他」の欄に記載すること。

(注2) 具体的な金融機関名も記載すること。

5. 試験研究に充てるための負担金の賦課の基準

(単位：千円)

年度	賦課の基準	負担金の合計額 及び積算根拠	構成員別の賦課金額 及びその積算根拠	備考

(注) 賦課の基準は、生産数量割、生産金額割、従業員数割、設備別割、出資金割等を記載する。

6. 原料及び雇用の状況

(1) 原料の使用料状況等

(単位：トン)

原材料名	〇〇期使用実績 (直近決算実績)	〇〇期使用計画 (目標：計画5年目)	主な産地
例：小麦			〇〇県ほか
うち国産			
うち道産			
うち国産			
うち道産			
<b>【備考】</b> (例) 「使用量は会社全体の調達量」など、後日実績の確認ができるように記載すること。			

(注1) 使用量は、原則として計画に係る事業所における使用量を記載すること。事業所における使用量を記載することが困難な場合、法人全体における使用量を記載することができるが、備考欄にその旨明記すること。

(注2) 欄が不足する場合は、随時追加すること。

(2) 経営改善計画の実施に伴う雇用の状況

	〇〇期雇用実績 (直近決算実績)	〇〇期雇用計画 (計画5年目)
従業員数		
パート、アルバイト等		

(注) 従業員は、原則として申請する計画に係る事業所の従業員数を記載すること(直近決算期の雇用実績は、1の(1)の③に記載する従業員数となる)。

事業所の従業員数を記載することが困難な場合、法人全体の従業員数の(1の(2)の④に記載する従業員数に相当)を記載すること。



## 7. その他

本計画の内容を、関係市町村及び融資機関へ通知することを希望します。

※本計画の円滑な実施に資するため、関係市町村及び融資機関に対し、計画の内容を希望する場合は、チェックを付けてください。

# 事業提携計画承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所  
氏 名 [ 法人の場合にあっては、  
その名称及び代表者の氏名 ]

住 所  
氏 名 [ 法人の場合にあっては、  
その名称及び代表者の氏名 ]

特定農産加工業経営改善等臨時措置法第3条第2項の規定により、下記の事業提携計画について承認を受けたいので申請します。

## 記

### 1. 現在行っている事業の現状等

#### 【特定農産加工業者】

#### (1) 事業提携を実施する事業所の概要

- ① 所在地
- ② 事業開始年月日
- ③ 従業員数
- ④ 事業の内容及び売上高又は経常利益

#### (2) 法人の概要

- ① 特定農産加工業種名
- ② 設立年月日
- ③ 資本の額又は出資の総額
- ④ 従業員の数又は組合員数
- ⑤ 事業の内容及び売上高又は経常利益

(注1) 事業提携に参加している者ごとに記載すること。

(注2) 財務諸表その他経営内容が把握できる資料を添付すること。

**【関連農産加工業者】**

(1) 事業提携を実施する事業所の概要

- ① 所在地
- ② 事業開始年月日
- ③ 従業員数
- ④ 事業の内容及び売上高又は経常利益

(2) 法人の概要

- ① 関連農産加工業種名
- ② 設立年月日
- ③ 資本の額又は出資の総額
- ④ 従業員の数又は組合員数
- ⑤ 事業の内容及び売上高又は経常利益

(注1) 事業提携に参加している者ごとに記載すること。

(注2) 財務諸表その他経営内容が把握できる資料を添付すること。

2. 事業提携の目標

### 3. 事業提携計画の内容及び実施時期

#### (1) 事業の内容等

事業の概要	事業実施予定	
	年度	具体的な事業の内容

#### (2) 廃棄する特定設備の概要

年度	設備の種類	取得年月	残存耐用年数(年)	価格(千円)	数量	金額(千円)	処理方法	予定年月	備考

(注1) 「残存耐用年数」とは、法定耐用年数から既に償却の済んだ年数を引いたものである。

(注2) 「価格」は、申請時点の帳簿価格を記載すること。

(注3) 「金額」は、譲渡価格を記載すること。

(注4) 「処理方法」は、譲渡先等を記載すること。

#### (3) 譲渡する不動産の概要

年度	不動産の種類	面積(m <sup>2</sup> )	金額(千円)

(注1) 「不動産の種類」は土地、建物の別及び建物の種類を記載すること。

(注2) 「金額」は譲渡価格を記載すること。

#### (4) 新たに設置する設備等の概要

年度	設備等の種類	数量	金額(千円)

(5) 出資及び不動産の取得に関する事項

ア 出資

出資の目的	出資者	被出資者	出資時期 (年月日)	出資額 (千円)

イ 不動産の取得に関する種類

年度	不動産の種類	面積(m <sup>2</sup> )	金額(千円)

(注1) (3)の(注1)と同じ。

(注2) 「金額」は取得価格を記載すること。

4. 計画を実行するのに必要な資金の額及び調達方法

(単位：千円)

年度	事業名	資金種類	調 達 先						備考	
			日本公庫 (農林水産 事業)	その他の 政府系金 融機関 (注2)	道・市等 からの借 入	民間金融 機関から の借入 (注2)	自己資金	その他 (注1)		合計
		土地								
		建物								
		機械装置等								
		小計								
		運転資金								
		計								
		土地								
		建物								
		機械装置等								
		小計								
		運転資金								
		計								
	合 計									

(注1) 国、都道府県、市町村等が行う補助については補助主体も併せて「その他」の欄に記載すること。

(注2) 具体的な金融機関名も記載すること。

5. 試験研究に充てるための負担金の賦課の基準

(単位：千円)

年度	賦課の基準	負担金の合計額 及び積算根拠	構成員別の賦課金額 及びその積算根拠	備考

(注) 賦課の基準は、生産数量割、生産金額割、従業員数割、設備別割、出資金割等を記載する。

6. 原料及び雇用の状況

(1) 原料の使用料状況等

【特定農産加工業者名】

(単位：トン)

原材料名	〇〇期使用実績 (直近決算実績)	〇〇期使用計画 (目標：計画5年目)	主な産地
例：小麦			〇〇県ほか
うち国産			
うち道産			
例：小麦			
うち国産			
うち道産			
<p>【備考】 (例) 「事業所における使用量」、「会社全体の使用量」、「事業所における関連加工業者向けに使用する量」など、後日実績の確認ができるように記載すること。</p>			

【関連農産加工業者名】

(単位：トン)

原材料名	〇〇期使用実績 (直近決算実績)	〇〇期使用計画 (目標：計画5年目)	主な産地
例：小麦粉			提携特定農産加工業者 ほか
うち国産			
うち道産			
例：小麦粉			
うち国産			
うち道産			
<p>【備考】 (例) 「事業所における使用量」、「会社全体における特定農産加工業者からの仕入れ量」など、後日実績の確認ができるように記載すること。</p>			

(2) 経営改善計画の実施に伴う雇用の状況

【特定農産加工業者名】

	〇〇期雇用実績 (直近決算実績)	〇〇期雇用計画 (計画5年目)
従業員数		
パート、アルバイト等		

【関連農産加工業者名】

	〇〇期雇用実績 (直近決算実績)	〇〇期雇用計画 (計画5年目)
従業員数		
パート、アルバイト等		

(注) 従業員は、原則として申請する計画に係る事業所の従業員数を記載すること(直近決算期の雇用実績は、1の(1)の③に記載する従業員数となる)。

事業所の従業員数を記載することが困難な場合、法人全体の従業員数(1の(2)の④に記載する従業員数に相当)を記載すること。

7. その他

本計画の内容を、関係市町村及び融資機関へ通知することを希望します。

※本計画の円滑な実施に資するため、関係市町村及び融資機関に対し、計画の内容を希望する場合は、チェックを付けてください。

# 経営改善計画変更承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

氏 名 { 法人の場合にあっては、  
その名称及び代表者の氏名 }

年 月 日付けで承認を受けた経営改善計画について、下記のとおり変更したいので、特定農産加工業経営改善等臨時措置法第4条第1項の規定により、承認を申請します。

## 記

### 1. 変更事項の内容

- (注) 記載にあたっては、次の事項について確認できる記述及び関係資料を添付すること。
- ア 当該計画の達成される見込みが確実であること。
  - イ 地域の農産物の使用の促進又は地域の農産物の特色を生かした農産加工品の生産の促進に資するものであること。
  - ウ 当該計画が経営改善措置の実施による売上高又は経常利益の伸び率の目標が年平均1パーセント以上であること。

### 2. 変更理由

(注) 承認計画書より変更部分を転写し、朱書訂正したものを添付する。

本計画の内容を、関係市町村及び融資機関へ通知することを希望します。

※本計画の円滑な実施に資するため、関係市町村及び融資機関に対し、計画の内容を希望する場合は、チェックを付けてください。



# 事業提携計画変更承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

氏 名 [ 法人の場合にあつては、  
その名称及び代表者の氏名 ]

住 所

氏 名 [ 法人の場合にあつては、  
その名称及び代表者の氏名 ]

年 月 日付けで承認を受けた事業提携計画について、下記のとおり変更したいので、特定農産加工業経営改善等臨時措置法第4条第1項の規定により、承認を申請します。

## 記

### 1. 変更事項の内容

(注) 記載にあたっては、次の事項について確認できる記述及び関係資料を添付すること。

ア 当該計画の達成される見込みが確実であること。

イ 地域の農産物の使用の促進又は地域の農産物の特色を生かした農産加工品の生産の促進に資するものであること。

### 2. 変更理由

(注) 承認計画書より変更部分を転写し、朱書訂正したものを添付する。

本計画の内容を、関係市町村及び融資機関へ通知することを希望します。

※本計画の円滑な実施に資するため、関係市町村及び融資機関に対し、計画の内容を希望する場合は、チェックを付けてください。

(記号) 第 号  
年 月 日

(申請者) 様

北海道知事

特定農産加工業経営改善等臨時措置法に係る経営改善計画の承認について

年 月 日付けで申請のあった特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第65号）第3条第1項に規定する経営改善計画について、同法第3条第5項の規定に基づき承認します。

なお、特定農産加工業経営改善等臨時措置法施行事務実施要領（平成12年6月20日付け流通第168号農政部長通達）第2の8に基づき、毎年度、4月末までに計画の実施状況について報告願います。

注 特定農産加工業経営改善等臨時措置法第3条第2項に規定する事業提携計画の承認を行う場合は、様式中の「経営改善計画」を「事業提携計画」に、「第3条第1項」を「第3条第2項」に変更すること。

なお、事業提携計画の承認を行う場合は、事業提携に参加している全者に通知すること。

別記第6号様式

(記号) 第 号  
年 月 日

(申請者) 様

北海道知事

特定農産加工業経営改善等臨時措置法に係る経営改善計画の不承認について

年 月 日付けで申請のあった特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第65号）第3条第1項に規定する経営改善計画について、次の理由により承認しません。

記

不承認の理由

注 特定農産加工業経営改善等臨時措置法第3条第2項に規定する事業提携計画の不承認を行う場合は、様式中の「経営改善計画」を「事業提携計画」に、「第3条第1項」を「第3条第2項」に変更すること。

なお、事業提携計画の不承認を行う場合は、事業提携に参加している全者に通知すること。

# 経営改善計画実施状況報告書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

氏 名 [ 法人の場合にあつては、  
その名称及び代表者の氏名 ]

年度における経営改善計画の事業実施について、次のとおり報告します。

記

事業名	計画の概要	実績の概要	計画と実績が異なる場合にはその理由

- (備考) 1 事業ごとに記載すること。
- 2 計画及び実績の概要は、事業の内容、効果、設備等の設置、所要資金等について簡潔に記載すること。

# 事業提携計画実施状況報告書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

氏 名 ( 法人の場合にあつては、  
その名称及び代表者の氏名 )

住 所

氏 名 ( 法人の場合にあつては、  
その名称及び代表者の氏名 )

年度における事業提携計画の事業実施について、次のとおり報告します。

記

事業名	計画の概要	実績の概要	計画と実績が異なる場合にはその理由

- (備考) 1 事業ごとに記載すること。  
2 計画及び実績の概要は、事業の内容、効果、設備等の設置、所要資金等について簡潔に記載すること。